



大体いくら
だろう…

後期高齢者医療保

後期高齢者医療の保険料は、所得

保険料額の決まり方

保 険 料 = ①被保険者均等割額 + ②所得割額
(限度額50万円) ※100円未満の保険料は切り捨て

①被保険者均等割額 37,400円
加入者全員が人数割りで負担する額

②所得割額 7.12%
加入者の所得に応じて負担する額
被保険者の前年の所得に基づき計算されます。
(総所得金額－基礎控除額330,000円) × 7.12%

【保険料計算例：単身年金収入208万円の場合】

被保険者均等割額 37,400円
所得割額 208万円－120万円－33万円＝55万円
55万円×7.12%＝39,160円
保 険 料 37,400円＋39,160円＝76,500円 (100円未満は切捨て)

保険料の支払い方法

○保険料は、原則年金からの特別徴収(天引き)となります。

平成20年4月上旬に特別徴収開始通知書と仮徴収額決定通知書が届きます。

○特別徴収(天引き)とならない普通徴収の場合

- 年額18万円未満の年金受給者
- 介護保険+後期高齢者医療制度の保険料の合計金額が、年金額の2分の1より多い場合

平成20年7月以降、保険料決定通知と納付書が届きます。

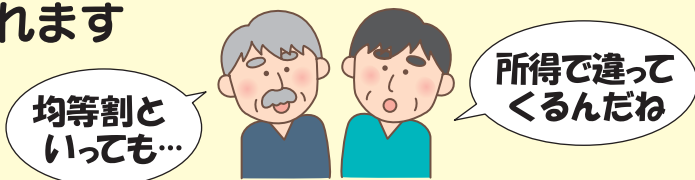
保険料は、被保険者一人ひとり納めていただくことになります。

被保険者均等割額は、世帯の所得水準に応じて軽減されます

【軽減の基準額の計算方法】

7割軽減	基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減	基準額＝基礎控除額(33万円)＋24.5万円×被保険者数 (被保険者である世帯主を除く↑)
2割軽減	基準額＝基礎控除額(33万円)＋35万円×被保険者数

※基礎控除額等の数字は、今後、税制改正等により変更の可能性があります。
※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた者について、高齢者特別控除(総所得金額等から15万円を控除)を適用します。



【軽減の計算例：単身年金収入193万円の場合】

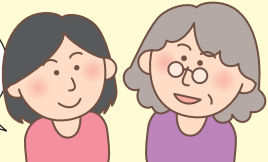
判定される所得額は
58万円(193万円－120万円－15万円)となります。
左記【軽減の基準額の計算方法】にあてはめると
軽減の基準額68万円(33万円＋(35万円×1人))以下となり、
被保険者均等割額の2割軽減対象となります。

異なる保険料率が設定されている市町があります。

原則として千葉県内均一保険料率ですが、平成15～17年度までの一人当たり平均医療給付費が、広域連合内の平均老人医療給付費に対して20%以上開きがあった4市町については、異なる保険料率で保険料を計算します。

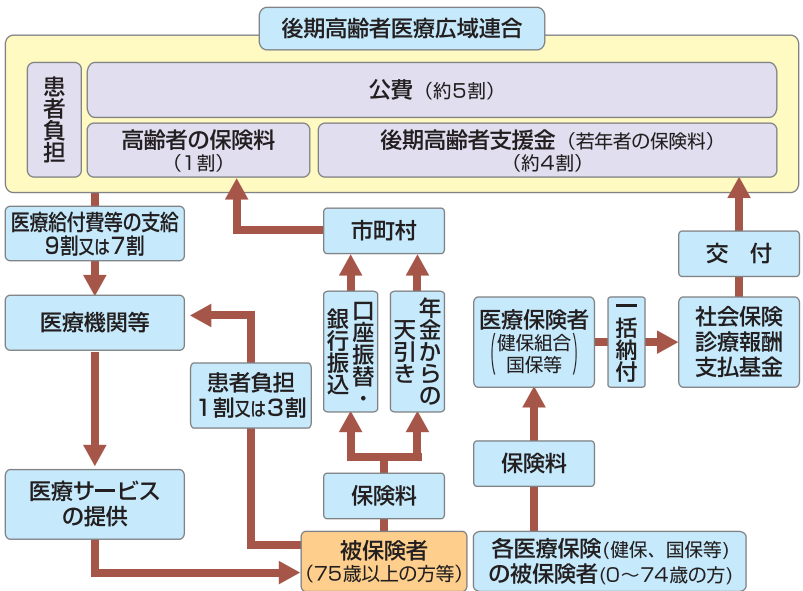
不均一保険料適用市町	被保険者均等割額	所得割率
旭市	32,400円	6.16%
匝瑳市	32,800円	6.25%
東庄町	32,200円	6.12%
芝山町	33,300円	6.33%

旭市・匝瑳市
東庄町・芝山町の人
はこの表で計算ね!



皆さんの保険料はこうに使われます

後期高齢者医療制度の財政運営は、公費負担、若年者からの負担、被保険者の負担で賄われます。



険料はいくらなの？

や世帯構成によって決まります。

気になるわ…

単身よ

たとえば被保険者単身世帯なら

年金収入	208万円	年金収入	193万円	年金収入	79万円
		《2割軽減》		《7割軽減》	
均等割額	37,400円	均等割額	29,920円	均等割額	11,220円
所得割額	39,160円	所得割額	28,480円	所得割額	0円
年間保険料	76,500円	年間保険料	58,400円	年間保険料	11,200円

たとえば夫婦ともに被保険者世帯なら

夫 (世帯主) 妻

夫年金収入 250万円
妻年金収入 200万円

夫の保険料額		妻の保険料額	
均等割額	37,400円	均等割額	37,400円
所得割額	69,064円	所得割額	33,464円
年間保険料	106,400円	年間保険料	70,800円

夫 (世帯主) 妻

夫:年金収入 167万円
+ 不動産所得 20万円
妻:年金収入 100万円

《5割軽減》

夫の保険料額		妻の保険料額	
均等割額	18,700円	均等割額	18,700円
所得割額	24,208円	所得割額	0円
年間保険料	42,900円	年間保険料	18,700円

たとえば被保険者夫婦と子供夫婦同居なら

夫 妻 子の妻 子 (世帯主)

夫:年金収入 167万円
妻:年金収入 100万円
子:営業所得 100万円
子の妻:所得 0円

被保険者と世帯主の所得で軽減を判定します

夫の保険料額		妻の保険料額	
均等割額	37,400円	均等割額	37,400円
所得割額	9,968円	所得割額	0円
年間保険料	47,300円	年間保険料	37,400円

夫 妻 子の妻 子 (世帯主)

夫:年金収入 167万円
妻:年金収入 100万円
子:所得 0円
子の妻:所得 100万円

被保険者と世帯主の所得で軽減を判定します 《7割軽減》

夫の保険料額		妻の保険料額	
均等割額	11,220円	均等割額	11,220円
所得割額	9,968円	所得割額	0円
年間保険料	21,100円	年間保険料	11,220円

※100円未満の保険料は切り捨て